

「電子都市構築に関する懇談会」設置要綱

（設置目的）

第 1 首都圏再生の観点から、電子都市の構築に向けて重点的に取り組む政策の方向性を検討するために、「電子都市構築に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 懇談会は、首都圏を経済的に魅力ある都市として再生するための I T 化の方策を明らかにするために、次の事項について検討し、その結果を総務局長に報告する。

- (1) 首都圏における光ファイバー網の整備のあり方
- (2) 都民にとっての電子都市の活用方策
- (3) 電子都市にふさわしい自治体連携のあり方
- (4) その他電子都市構築に関すること

（構成）

第 3 懇談会は、学識経験のある者等のうちから、総務局長が委嘱する委員をもって構成する。

（座長）

第 4 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は懇談会の運営を総括する。

（部会）

第 5 懇談会に基盤整備部会、I T 活用部会及び自治体連携部会を置くとともに、必要に応じて、部会を追加できる。

- 2 各部会の長は、座長が指名する。
- 3 部会長は部会の運営を総括する。

（招集等）

第 6 懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会及び各部会は、原則として公開で行うものとする。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（懇談会の設置期間）

第 7 懇談会の設置期間は平成 1 3 年 1 1 月から平成 1 4 年 4 月とする。

（庶務）

第 8 懇談会の庶務は、総務局 I T 推進室高度情報化施策担当課長が所管する。

（その他）

第 9 この要綱で定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 1 月 1 4 日より施行する。